

幕末～明治期における「島嶼部型地主」の存在形態

——大崎上島沖浦小笠原家の事例——

勝 部 真 人

はじめに

本稿では大崎上島木江町沖浦（明治21年まで沖浦村，同22年より昭和30年まで大崎南村）の小笠原家に所蔵されている文書史料を用いて，内海島嶼部村落における幕末から明治期における地主・小作関係の一端を探ってみたい。とくに先年有元正雄氏が分析・検討された* 瀬戸田町堀内家と対比するならば，極めて興味あるものと言えよう。と言うのは堀内家は内海島嶼部において貴族院多額納税議員互選人に列しついに県下第二位の納税額となるまでに有数の資産家として発展した極めて稀な例であるが，一方小笠原家は規模こそ違え庄屋格の家であったし村内でも有数の地位にあったが，手作経営を主としその発展もむしろ停滞的で所有地を減少してすらいるのである。その意味では同家は典型的に「島嶼部型地主」であったと思われ，かくならしめた歴史的な条件を耕地のあり方なども含め地主・小作関係の一端を分析することによって検討してみたい。

*有元正雄「瀬戸内島嶼部における資産形成の一事例」（『内海文化研究紀要』第7号）。

1 沖浦村の概況

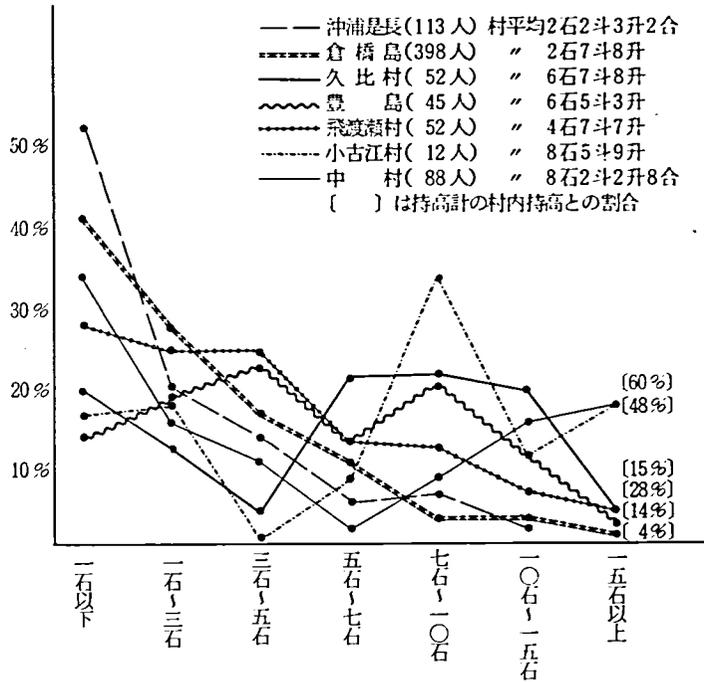
沖浦村の歴史的地位を確定するうえで史料上の制約から近世期を中心に見ることとする。

はじめに聊か店突ではあるが寛永15年検地の結果を整理して，他の島嶼部村落との比較を行いたい。時代的に見て本論の前提とするには無理があることは承知しているが，後藤陽一氏が内海島嶼部村落の寛永15年地詰帳の分析をされた業績* 以外に他島嶼部村落との比較を行う術がないからである。

*後藤陽一「瀬戸内海地域における近世村落の形成について」（同氏編『瀬戸内海地域の史的展開』所収）。

そこでまず同氏の示されたグラフを第1図で見よう。この図から後藤氏は3類型を指摘された。(1)ほとんど全村民をあげて生活の単純再生産すら不可能に近い絶望的な状態さえ示す典型的な島嶼部型（急激な右下がりの曲線）—佐伯郡沖浦是長・安芸郡倉橋島，(2)島嶼部にあつて非島嶼部型の曲線（両極分解型）を示す—佐伯郡中村を典型とし同郡古江村も含む，(3)その中間型—豊田郡久比村・同郡豊島。(1)の典型的島嶼部型では15石以上の上位高持層は人数の比率も村内持高に占める割合（0～4%）も低く，極小高持層の人数が多い。(2)の非島嶼部型は水田に恵まれ，上位高持層の持高比率は48～60%と高い。佐伯郡飛渡瀬村の曲線は(1)に近いが，この持高比率28%という数字から(2)に含められている。(3)の中間型は3～10石の中位層が中心を占め上・下両層は少なく，上位層の持高比率は14～5%である。

そこで沖浦村を見ると第1表，第2図のようになる。村高180石余，百姓43人，1人平均4石2斗強（但し第1表），田地に対する畑地は3.97倍と圧倒的に畑勝ちである。上記諸村中最も畑勝ちである豊島にしても1.47倍である。しかしその構成曲線を見れば（第2図）中間型に最も近いことがわかる。上位高持層の村内で占める所持高が11.3%であることもそれを裏付ける。故に沖浦村は島嶼部村落として典型的島嶼部型と非島嶼部型との中間に位置していると言えよう。ただ1石以下層が久比村19%，豊島13%に対して30%と多いこと，7～10石層が同じく21%，20%に対して7%と少ないことが



第1図 石高所持にもとづく村落構成曲線(寛永15年)
 後藤陽一「瀬戸内海地域における近世村落の形成について」図1より。

第1表 寛永15年沖浦村の状況

村高	180.765石	百姓数	43人
百姓1人当り平均持高	4.204石		
田反別(1)	51.218反歩	(2) ÷ (1)	3.97
畑反別(2)	203.421反歩		
百姓持高の分化			
	人数	%	持高 %
15 ~ 石	1人	2.3	20.436石 11.3
10 ~ 15	2	4.7	25.771石 14.3
7 ~ 10	3	7.0	24.474石 13.5
5 ~ 7	10	23.3	58.707石 32.5
3 ~ 5	10	23.3	39.801石 22.0
1 ~ 3	4	9.3	8.702石 4.8
~ 1	13	30.1	2.874石 1.6
計	43	100.0	180.765石 100.0

「寛永十五年高反別銘々取約帳 沖浦村寅御検地分」より作成。
 末尾合計に村高182石、百姓44人とあったが転写の際の記入洩れか確認できなかったので1名を除いた。計の数値を信ずるならば、その者は1石2斗余となるが、大勢に影響はあるまい。

沖浦村の曲線を右下がり気味にしており、中間型のなかでも島嶼部型に近いことがわかる。

80年を経た享保3年には、村高8石の増加に対して家数が104軒に増えている（第2表）。本家数はほとんど変わらず、元禄期を境とする村落構造の変化で「小家・下人家」が21軒出現している。これは狭義の小家＝分家が主であろうか。さらに35軒の無地浮世過（浮過）が出現しているのが注目される。すでにこの時点で耕地に対する人口の絶対的過剰の現象が現われていることに注意すべきである。

さらに100年くだった文政初年、村高3石の増加に対して家数60軒、人数380人が増加しており、浮過層も75軒にふえ家数の45%を占めるまでになっている。

さて大崎上島諸村の石盛を比較すると、上田については東野村1石9斗と最も高く中野・明石方・原田各村が1石8斗でこれに次ぎ沖浦村が1石6斗と最も低い。下々田でも東野・明石方両村が1石、原田村8斗、中野・沖浦村が7斗である。上畑については中野村1石2斗、明石方・原田村1石1斗、東野村1石に対し沖浦村9斗と最も低い。下畑は中野4斗、明石方・

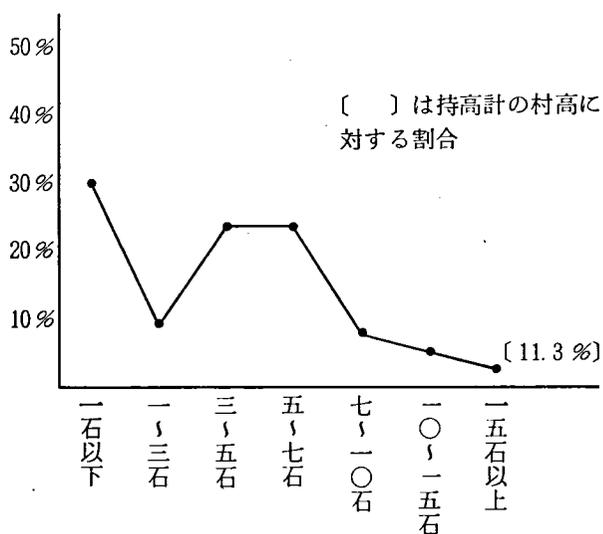
原田3斗、東野・沖浦が2斗である。いずれにしても島内各村のなかで沖浦村の石盛が最も低く設定されているのである。

*『東野村史 上巻』93頁および原田村「国郡志御編集下しらへ書出帳」による。

沖浦村「国郡志御用＝付下しらへ書出帳」によれば、
郷中南受土地砂地、村中至而日当テ宜処＝御座候……

氣候之儀ハ当島外村凡同様ニ御座候得共、冬分当村ハ外村与違至而暖ニ御座候、作方相応ニ出来立候得ハ取実も程々ニ御座候……

と言われ、日当りはよく温暖である。しかし、



第2図 石高所持にもとづく村落構成曲線 (寛永15年 沖浦村)

第2表 享保期および文政期の沖浦村

享保3年差出帳		文政2年国郡志書出帳	
村高	188石601	村高	191石645
家数合計	104軒	家数合計	167軒
本家	44	百姓	87
小家・下人家	21	浮過	75
無地浮世過	35	その他	5
その他	4		
人数合計	503人	人数合計	884人
牛	46疋	牛	57疋
船	3反帆 2艘	船	300石積 2艘
	2反帆 13		7〜8石積 32
	1反帆 9		

文政2年史料の正式名称は「国郡志御用＝付下しらへ書出帳」であるが、略称した。

砂地ゆへ敷兎角出来立不宜……

谷合小川御座候得共梅雨之節ならてハ出水も無御座田方之助ケニ相成不申、専ラ雨・池水ニ而稲作生立申候、田畠日当り宜候ニ付折々之潤雨相好ミ田方至而旱損所ニ御座候……と耕地が砂質であることと水不足が災いしているのである。

先述のように村高に対して家数(人口)が極めて多いことから、1軒当りの平均持高は文政期には1石1斗5升弱と非常に零細となり「村不相当人数辺り御座候ニ付耕作一途ニ而ハ渡世難相成」かった。「六歩方耕作重モニ仕、式歩方山稼重モニ仕、式歩方船稼重モニ仕申候」と言われるように、多くの農民にとっては山仕事・漁業・船荷関係の仕事がその再生産の重要な手段となっていたことがわかる。

2 明治前期沖浦村における耕地の存在形態

「明治拾貳年 田地等々等拾四等迄テ横緯帳」は、地租改正完了直後に小笠原善三郎が個人的に整理し記した史料であると思われる。これには田地の各等級毎に字・面積・所有者・地価が記されており、後半部分には小笠原家の所有地の全て、村内の主な土地所有者と考えられる29名について畑・宅地を加えた合計面積が、あるいは田地の地位等級決定の際の資料であろうか各等級田の一筆につき耕作条件を記したものが一部分、それぞれ筆写されている。

そこでこの史料によって、当時の沖浦村における耕地の所有状況と田地の耕作条件を検討して、小笠原家の地主・小作関係理解の一助としたい。但し上記の内容から、村内で重要な位置にあると思われる畑や山林について全貌を知ることができないという制約を予め断っておきたい。

まず田地の各等級毎の面積と地価を集計したのが第3表である。文政期には畑25町歩に対し田地が5町歩であったものが、この当時は12町歩になっている。約60年の間に田地が開拓された部分もあると思われるが、むしろ地租改正における丈量の過程で打出された増分の方が大きいであろう。さて、村内の田地は7～9等という中位からやや低目のものが50%を占め、1～4等の上等田が極端に少なく11等以下の下等田も比較的少ない。5・6等を含めた5～9等の中等田で村内地価の80%を占めるのは注目される。地位等級の決定は直接地価の配布に関連するものであるから、等級決定の過程において地元富農層の意図が反映されたのであろうか。

つぎに、今度は所有者毎に所有面積を整理したのが第4表である。最高でも8反、1反に満たない者は過半の44人である。1～3反の29人が全体の40%の田地を所持するが、何れにしても田地の不足による零細さは免れない。さらに全体で82人の人

第3表 沖浦村田地等級別面積・地価一覧表 (明治12年)

等級	面積	地価	反当地価	面積百分比	地価百分比
1	反歩 .8.09	円 47.64	円 57.40	% 0.7	% 1.4
2	.3.23	20.05	53.23	0.3	0.6
3	.9.19	47.39 (7.7)	49.19 (7.7)	0.8	1.4
4	.3.20	14.52	39.60	0.3	0.4
5	11.3.03	463.72	41.00	9.4	13.6
6	11.5.26	590.73	36.90	9.7	17.3
7	25.3.27	770.80	32.80	21.1	22.7
8	19.5.08	559.04	28.70	16.3	16.4
9	14.6.10	359.96	24.58	12.2	10.6
10	12.8.12	260.66	20.48	10.7	7.6
11	6.3.19	106.23	16.37	5.3	3.1
12	11.1.12	136.73	12.30	9.3	4.0
13	3.2.05	25.01	8.19	2.6	0.7
14	1.5.07	6.23	4.09	1.3	0.2
計	120.0.20	3408.71		100.0	100.0

「明治拾貳年 田地等々等拾四等迄テ横緯帳」より作成。

第4表 沖浦村田地所有状況(明治12年)

反別	人数	所有反別百分比
5反～	5人	29.2%
3～5反	4	13.9
1～3	29	40.1
1畝～1反	40	16.6
～1畝	4	0.2
計	82	100.0

史料は第3表と同じ。

名が挙がっているが、明治18年『広島県統計書』によると沖浦村家数は307軒とあるので、この当時はほぼ300軒前後と考えて大過ないだろう。とするなら村内の3分の1に満たない者が田地を所有し、残りは多少の畑地を有するか無所有者であったことになる。ことに明治10年代後半のデフレ期には土地の移動（集積⇄没落）が活発であっただろうから、さらにその差が拡大したと考えられる。

つぎに前述した耕宅地所持面積の判明する29人について整理した第5表によって、村内上層農民の土地所有の状況を見てみよう。このなかでは、近藤調四郎・高田亀蔵・小笠原善三郎の3名が傑出している。彼らは田地については中等田を主に所持し、なかでも5～6等田が主である。3者とも上・下等を排し、申し合わせたように5～6等田を中心に所持しているのは偶然ではあるまい。恐らく彼らのなかから地等委員が出たのではあるまいか。小笠原家について言えば、畑地に関しても同様の傾向が指摘できる。

第5表 田・畑・宅地六反歩以上所有者および所有面積（明治12年）

合計	人 名	畑	宅 地	田	1～4等	5～9等	10～14等
		反 歩	反 歩	反 歩	反 歩	反 歩	反 歩
3町歩 以 上	近 藤 調四郎	25.9	0.9 25	7.425		6.8 15	0.6 10
	高 田 亀 蔵	23.7 21	1.1 03	8.021		6.9 21	1.1
	小笠原善三郎	23.7 21	0.7 15	6.829		6.3 23	0.5 06
2町 1町 5反	藤 野 米 松	17.0 08	0.614	0.5 17			0.5 17
	久保七右衛門	14.0 15	0.507	2.4 15		1.9 12	0.5 03
	大政空右衛門	13.6 09	0.7	2.5 07			2.5 07
	近 藤 富五郎	14.3 19	0.311	1.0 09			1.0 09
	大久保 泰 治	8.1 20	0.326	6.5 17	0.3 20	6.1 27	
1町 5反 1町	大 川 勇 松	12.3 08	0.419	1.5 29			1.5 29
	高 浦 円 教	12.2 26		1.3 06	0.9 19	0.3 17	
	神 本 幸四郎	10.9 27	0.325	0.7 09		0.7 09	
	広 高 力之助	9.0 25		2.0 22		1.9 16	0.1 06
	村 上 元 吉	7.1 03	0.415	3.4 05		2.8 06	0.5 29
	広 田 勝太郎	9.5 09	0.204	1.0 16		0.5 24	0.4 22
	梶 田 忠太郎	9.1 24	0.820	0.3 11		0.3 11	
	沖 本 太 七	8.5 10	0.413	1.3 04		0.7 02	0.6 02
安 本 甚三郎	9.5 06	0.308	0.3 04		0.3 04		
1町 6反	野 村 八太郎	8.7 15	0.316	0.7 14		0.7 14	
	片山善左衛門	6.4 06	0.4	2.9 22	0.8 09	2.1	13
	大 成 道 一	4.1 13	0.528	4.4 23		4.4 23	
	新 田 辰三郎	5.8 13	0.303	2.8 16		2.8 16	
	小 野 平三郎	7.3 01	0.424	0.9 11		0.9 11	
	本 田 十 蔵	6.0 23	0.711	1.7 16		1.7 16	
	神 中 八三郎	6.4 06	0.229	1.7 20		0.9 10	0.8 10
	寺 本 善之助	6.2 18	0.404	1.7 27		1.7 27	
	正 畑 治三郎	7.5 20	0.511	0.3 04			0.3 04
	安本保右衛門	7.5 22	0.123	0.3 06		0.3 04	
	増 田 十 作	5.2 04	0.418	1.9 11		1.9 11	
小 越 沢四郎	6.3 26	0.220	0.3 05		0.3 05		

史料は第3表に同じ。

上位3者の所持地は、田に対して畑が3~4倍であるが、下になるほどその差が拡いてゆき畑地の重要性が増してくると推測される。1町5反・1町で便宜的に区分したが6~7反から2町歩所有の層は一括して扱った方がよいように思われる。数少ない上等田の所持はこの層に集中している。

そこでより下の層の者も勘案して、耕宅地の所有状況を各階層において整理してみよう。

(1) トップクラスの者で村内のわずか1%にすぎない3名。2町余の畑・6~7反の田を持ち、恐らく下層の者を雇って一部耕地を手作りし他の一部を小作に出していると考えられる富農層。さらに山林も多く所持していると推測される。

(2) 耕宅地6~7反から2町歩所持の層。村内の約10%に相当する者で、田地所持はほぼ1~3反、畑地所持は6~7反から1町5反と畑が経営の主体である。農業だけでも再生産可能で、自作中堅から上層に相当しよう。

(3) ほぼ1反未満の田地とせいぜい3~4反ほどの畑を所持するか、または畑のみを数反所持する層。恐らく小作地を借り受けて自小作していると思われ、(2)と合わせて中農範疇を形成すると考えられる。

(4) 人数的には圧倒的に多い零細な畑地を所持するか無所有の者で、村内の過半には及ぶであろう。小作を主体とすると思われ、同時に日雇や余業へ労働力を放出する基盤であると考えられる。耕地に対する人口の絶対的過剰から小作上層の成立する可能性はまずないと考えてよいであろう。

つぎに田地の耕作条件を第6表によって見てみよう。まず地質であるが、中等田までは真土に石交りの状態である。しかし下等田では砂質の田地となり小石・石が混じている。また中等田までは方位が南か南東であり上等田の日当りは良、中等田で普通であるが、下等田は北向き勝ちで日当りは悪

第6表 等級別耕作条件 (明治10~12年頃)

	1 等	2 等	3 等	7 等	10 等	14 等	14 等
持主	石田愛吉	神中八三郎	高浦円教	本田十蔵	櫛原伊平	谷本種松	山岡糸吉
字	杉谷	杉谷	杉谷	杉谷	野賀	野賀	奥田中
反別	8 畝 09	3 畝 23	9 畝 19	6 畝 15	10 畝 02	1 畝	2 畝 06
地質	真土石交り	真土石交り	真土石交り	真土石交り	砂小石交り	砂石交り	砂石交り
作土	薄	薄	薄	薄	薄	薄	薄
底質	砂石交り	砂石交り	砂石交り	砂石交り	砂石交り	赤土石交り	粘土石交り
場所	平 坦	平 坦	平 坦	棚 田	棚 田	棚 田	棚 田
方位	南 受	南 東 受	南 東 受	南 東 受	(77) 丑 受	北 東 受	北 受
日受	良	良	良	中	悪	悪	悪
灌水	溜池掛不足	溜池掛不足	溜池掛不足	溜池掛不足	天水掛不足	天水掛不足	天水掛不足
障 害	旱 2 等	旱 3 等	旱 3 等 陰 2 等	旱 4 等 陰 2 等 質 2 等	旱 4 等 陰 2 等 沙・質 3 等	旱 5 等 陰 2 等 質 3 等	旱 6 等 陰 4 等
反当種斗量	8 升	8 升	8 升	8 升	9 升	10 升	10 升
反当施肥量	大 便 50 荷	大・小 便 50 荷	大・小 便 50 荷	大・小 便 50 荷	山 草 20 荷	山 草 20 荷	山 草 20 荷

1等田持主石田愛吉は片山善左衛門に、2等田神中八三郎は鳥龍角兵衛へ、それぞれ間もなく変わったと考えられる。

い。上等田は平坦地にあるが中等田から棚田である。中等田もまだ溜池から取水できるが、下等田は完全に雨水依存である。ただ用水不足はすでに1等田から見られ等を下だるに従ってさらに早損勝ちとなって、全体的に水不足である。

「反当種斗量」とあるのは本田1反に必要な播種量であろうが、上・中等田で8升、下等田で9升から1斗となっている。下等田では稲の生育の関係から苗数を増やすことによって収量をカバーしようとしていることが考えられる。『広島県農事調査書』によれば明治20年前後頃の県平均では反当で7升の播種量であり、沖浦村は県のうちでもやや多い方である。明治農法においてはさらに薄蒔きとなり稲苗を丈夫にしようとする傾向からすれば、沖浦村の農業技術は播種量から見ても比較的遅れていると判断せざるを得ない。それは施肥について一層明らかに現われている。つまり全て糞尿・下草などの自給肥料に依存しており金肥が導入されていないのである。

3 小笠原家の農業経営および地主・小作関係

まずはじめに小笠原家の所持する土地全体について、明治12年頃と同43年のものを比較してみよう(第7表・第8表)。この約30年の間に土地所有は増加するどころか減少しているのが確認される。田地はほとんど変わっていないが、畑1町歩・山林1町3反、合計では2町5反の減少をみている。地価が非常に低くなっているが、明治23・32両年の二度にわたる地価修正の結果と思われる。

つぎに幕末から大正初年に至る同家の農業収入を第9表に示すことにするが、内容にはいる前に二点ほど興味を喚起される点について述べておこう。

その一つは、小作料の一部を日雇賃で相殺する現象が明治7・8年から18年頃までの時期に限って見られることである。例えば新開で3斗6升5合を小作する千代吉が、明治7年(2割不作引の年、故に納入すべき分は2斗9升2合)に「内式斗五、八日賃引、四升二合」とされている。千代吉はその後三度ほど「内式斗八升四勺、日雇入」などの記事が見られる。また18年には伊三治・庄五郎とも日雇賃による一部相殺を行っている。同家の手作経営か山林経営に投下されたのであろうか。ただ全体的に見れば比較的限られた事例であるのでこの現象を過大に評価することは許されまい。

その二は、明治12年頃に「年々定之事」として小作高を定額化して引米をなくそうという姿勢を見せたことである。第9表によれば幕末か

第7表 小笠原善三郎家所有地一覧表(1)
(明治12年頃)

	田		畑	
	面積	地価	面積	地価
	反歩	円	反歩	円
4等			3.1 02	125.95
5等	0.9 04	37.45	2.9 14	107.53
6 "	2.0 15	75.65	3.5 26	116.38
7 "	3.2 28	108.02	1.6 26	47.89
8 "	0.1 06	3.44	2.9 21	72.26
9 "			7.2 29	147.90
10 "			0.4 06	6.81
11 "	2.5 07	41.31	0.8 25	10.75
12 "			0.7 02	5.72
13 "			1.4 19	5.92
計	6.8 29	265.87	25.0 20	647.11
	宅地		山林	
計	0.9 02	58.02	191.7 06	23.09
	藪・林・秣場		合計	
計	0.9 28	0.58	225.5 25	994.67

史料は第3表に同じ。

第8表 小笠原家所有地一覧表(2) (明治43年)

地目	面積	地価	評価額
	反歩	円	円
田	6.2 08	146.99	2,441.60
畑	14.2 13	243.50	3,466.53
宅地	.8 09	53.51	458.
山林	178.4 14	23.20	4,848.11
敷	08	.01	16.
計	199.7 22	467.21	11,230.24

明治43年同家「財産調査」より作成。
当時の同家戸主は小笠原勘右衛門。

第9表 小笠原善三郎家農業収入表 (単位 他は注記なければ石)

	万延1	文久1	"	2	"	3	元治1	慶応1	"	2	"	3	明治1	"	2	"	3	"	4	"	5	
米	24.3	27.1		27.	31.	18.5	24.		23.		21.4	26.5	25.1	28.3	30.2	23.8						
麦											10.	12.4	10.8	14.5	10.	14.9						
いも				55	50		50		55		57.				55	60						
大豆											2.4	5.65	2.9	4.5	3.							
豆											2.35	2.35	3.8	1.55	2.03							
えんどう等																						
小作収入	?	7.623 600文		?	7.625 1,230文	9.24	10.11 6匁3分	10.32 9匁	10.319 900文	10.42 21匁	9.62 900文, 1匁	10.36 1歩 9匁, 1匁	7.145	10.	9匁, 2歩							
引米率		30%			20%		10%		20%		20%		30%									
納入小作料高		3.855 麦0.11			6.3208 600文	8.98	9.108	9.53 9匁	7.1028 900文	9.044 21匁	10.2451	10.21	5.39	10								
未納高		1.092 600文			0.152 630文	0.26	6匁3分	0.79	0.206	2.03	0.18 900文, 1匁	0.15 1歩 9匁, 1匁		9匁, 2歩								
小作人数		12人			11人	12人	13人	15人	16人	18人	18人	19人	13人	20人								
明治6																						
米	?	28.7		24.3	21.2	17.4	23.9	32.8	33.2	26.6	31.1	22.5	26.	30.								
麦		11.		9.7	13.	13.77	11.4	13.5	12.3	10.5	15.7	18.5	15.35	19.9								
いも		79		66	60	88	83	79		96	100	78	78	88								
大豆				2.5				2.		2.5	5.8	5.2	3.7	3.								
豆				1.1				3.4		2.38	1.4	1.6	1.8	3.25								
えんどう等							0.9	1.25	1.05		0.82	0.55	1.2	0.65								
小作収入	10.075 16匁5分	9.73 36匁, 3匁		10.523 43匁5分	10.755 0匁725	11.405 0匁725	10.579 0匁76	10.579 0匁76	11.5 0匁32	11.351 0匁16	11.2 0匁60	11.285 0匁60	11.285 0匁60	11.188 0匁60								
引米率		20%		25%			20%	20%		10% (一部)												
納入小作料高		7.8164 27匁, 3匁		7.7036	10.755	10.575 0匁865	9.3066 0匁76	9.3066 0匁76	11.5 0匁32	9.918 0匁16	11.19 0匁30	11.285 0匁60	11.285 0匁60	11.188 0匁60								
未納高		2.1 16匁5分		0.2262		0.65				0.238	0.01 0匁30											
小作人数	20人	23人		25人	27人	27人	26人	26人	30人	27人	25人	26人	26人	26人								

		明治19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
手 作 収 入	米	30	32.1	33.4	22.9	26.5	20.	25.9	11.7	18.7	27.8	30.7	27.7	37.6	29.6	27.85	22.8	
	麦	21.3	13.3	20.	31.87	12.2	11.5	16.46	19.	15.37	20.45	13.45	10.98	11.1	12.0		6.6	
	いも	121	98	120			104	106	78	118	136	100	74	103	94	87	57	
	大豆	5.9	4.45	5.5	2.6	5.9	3.8	4.5	1.8	1.8	1.7	4.5	7.4	2.25	4.1	2.7	4.4	1.8
	小豆		3.2	1.3	3.	0.95	2.	0.8	0.22	0.45	0.7	1.2	1.25	0.9	0.1	0.6	1.	
えんどう等	1.	1.05	0.86	0.35		0.63	0.28		1.2	1.35	0.44	0.43	0.5	0.22				
小 作 収 入	定米高	11.188 0円60	11.438 0円60	11.123 0円60	7.21 0円60	7.21 0円60	7.21 0円60	?	5.61 0円60	5.91	7.01	5.41	5.66 0円60	8.915	8.915	10.427	11.405	
	引米率		10% (一部)															
	納小作料高	11.188 0円60	10.4677 0円30	11.123	7.21	7.21	7.21		5.34	5.91	7.01	5.01	5.26	8.915	8.915	8.285	11.405	
	未納高				0円60	0円60	0円60		0.27 0円60			0.4	0.4 0円60			2.142		
	小作人数	26人	27人	28人	19人	19人	19人	?	17人	16人	17人	15人	22人	21人	21人	22人	21人	

		明治35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	大正1	2	3	4	5
手 作 収 入	米	22.6	28.	?	27.	29.6	30.8	30.25	29.8	24.	29.5	?	?	19.7	20.064	
	麦	5.	5.7			7.9	6.9	6.6	6.4	5.7	7.				5.	5.17
	いも	64	47			70	2.5	75	35	35	50			49	138	
	大豆	2.95	1.9				1.4	2.2	2.2	2.	3.			* まび	0.7	
	小豆	0.63	0.35			0.9	0.7	0.5	0.4	0.7	0.4			* 密柑類	0.65	
えんどう等							1.	0.4	0.4	0.1	2.7		34円10	0.37	0.14	
小 作 収 入	定米高	11.425	11.78	?	11.195	8.585	9.505 3円32	7.98 0円40	8.74	6.775 1円322	8.61	8.36	7.28	6.32 0円80	?	?
	引米率															
	納小作料率	9.915	8.115		8.545	7.695	9.095 1円50	7.44	8.74	6.485	8.18	6.525	6.68	6.32		
	未納高	1.51	3.67		2.65	0.89	0.41 1円862	0.54 0円40		0.29 1円322	0.43	1.835	0.6	0円80		
	小作人数	21人	23人	?	23人	17人	16人	17人	16人	16人	17人	17人	18人	19人	?	?

小笠原家「穀類収獲控帳」および「小作人名控帳」より作成。小作人中()内は大長村の者。
大正3年※印はこの年のみのもの。

らこの頃まで非常に引米をする回数が多い。それだけ作柄が不安定であったのだろうが、未納米も多く決して地主・小作関係が円滑でなかったことが推測される。こうした事態に対して小笠原家のとった対応が、小作米を一定にして引米もしない代わりに作柄がよくても小作料を上げないという姿勢であったと思われる。新開を除いて古地に対し2～3年後までに実施されたようである。該当小作人には「定」の字が記され、明治14・20年の両度に1割の不作引がなされても、この部分は例年通りに納入されている。それ以降は新開にも適用されたのか引米が一部にせよ実施された形跡がない。この小笠原家の動きは地主・小作関係を考えるうえでも非常に注目されるのであるが、しかしそれにもかかわらず未納米（銭）はなくならず、明治30年代半ばからは毎年のように未納がありその関係が決して円滑になったとは考えられない。

さて第9表を見れば、手作りによる米の収入20～30石で小作米収入とその消長をほぼ共にしているが、常に小作米収入の3倍程度を得ており手作地主の性格を崩していない。手作経営に関しては雇人・施肥などの数量を知り得ず、経営内容が甚だ不明であるのが遺憾である。ただほとんど変化を見出しがたく、画期を設けることが難しい。これは農業のあり方の停滞性を表象するものではなかろうか。

小作地経営に関して第10表の小作人預り高の表と比較しながら各時期の特徴について見てみよう。

第10表 小笠原家小作人の定米高別人数 ()内は小作定米高の内訳比率

小作米高	元 治 1	明 治 17	〃 30	〃 35	大 正 2
1 ～ 3 ^石	3 ^人 (54.4 [%])	2 ^人 (25.1 [%])	人 %	3 ^人 (42.5 [%])	1 ^人 (17.4 [%])
5 ^斗 ～ 1 ^石	4 (30.6)	5 (29.4)	3 (30.2)	4 (22.0)	4 (30.4)
1 ～ 5 ^斗	5 (15.0)	17 (45.2)	16 (68.1)	14 (35.5)	13 (52.2)
～ 1 ^斗		1 (0.3)	1 (1.7)		
計	12 (100.0)	25 (100.0)	20 (100.0)	21 (100.0)	18 (100.0)

金納の者は除いてある。

まず幕末から明治10年代であるが、とくに幕末は確認した範囲では1人当りの平均小作高は最も高く6～7斗である。小作米高の増加以上に小作人数が増加し、平均小作高は次第に減少してゆく。この減少は明治30年まで続く。明治10年代前半には前述したように小作米の定額化が実施される。

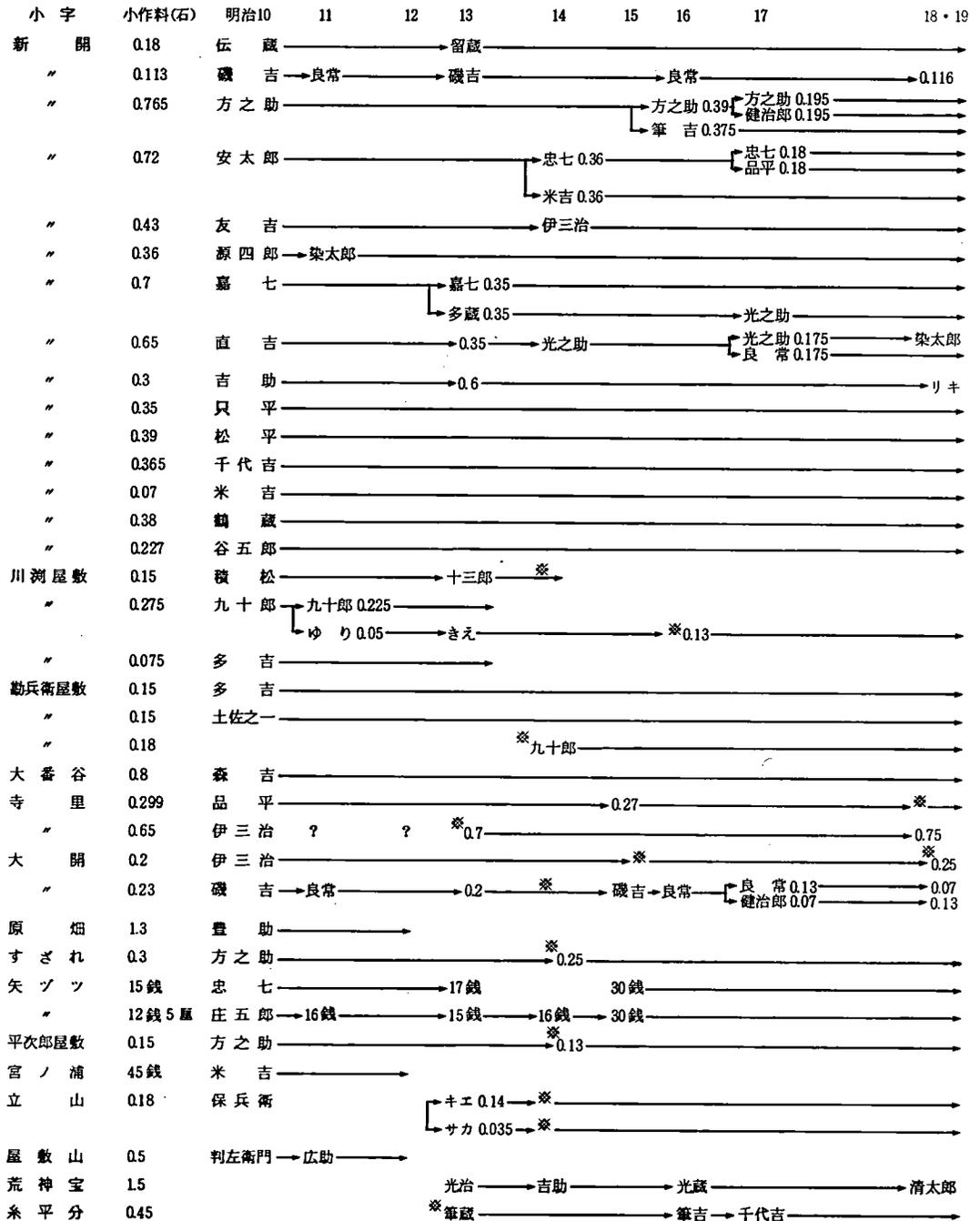
明治20年代。一般的には10年代後半のデフレ期に土地を集積して小作米収入の増大が見られる時期であるにもかかわらず、小笠原家の場合には小作米高はむしろ減少している。畑地の放出があったとも考えられる。平均小作高も4斗前後から2斗5升到まで減少し、明治10年代後半からではあるが、小作人の中心は1～5斗の層に移っている。未納は銭納部分を中心になくなっていない。

明治30年代。小作米高・小作人数ともに一旦回復し、平均小作高もやや高まるが、未納は半ば以降連年のように続く。

明治40年代から大正初年。再び小作米高・小作人数ともに減少しているが、この時期に大長村の者が小作人としてはいはじめたのが注目される。なお手作経営で大正3年に蜜柑類を「木江佐倉＝売」として出荷しているが、翌年からは見られず試験的に栽培・出荷したのであろうか。

ともあれ以上の如く小笠原家の小作地経営は決して順調ではない。小作人も全体として極めて預り高が零細であるが、とくに明治10年代を中心としてさらに細分化している。村内における耕地に対する人口の絶対的過剰という一般的傾向が、小笠原家の小作地においても反映していると思われるのであるが、第3図でその細分化の状況を確認しておこう。見られるように一筆の零細な耕地に小作人が

※印は小作料が定額となったことを示す。



第3図 明治10年代における小作人の変遷

1人加わって2人に均分される現象が多く、しかも細分化した耕地がさらに細分化されるケースまで見られるのである。このなかに家族の者と分けた者があれば無論無意味であるが、明らかに家族であると推測されるケースはほとんどない（後年小作人の姓名が記され家族関係が類推される者があるが、この時期確認される範囲ではそのケースは見当たらない）。もう少し時代をくだると細分化されたものが再び統一される事例も稀れにあるが、ほとんど細分化されたまま小作されていると考えてよい。ともかくこうした零細な小作地およびその細分化による一層の零細化は、漁業等の合間に畑＝栽園地を耕作する小作人の少なからぬ存在を推測させる。もしそうであれば、彼らにとって小作することはもはや生活補完の手段にすぎないということになるのである。

それとともに第3図から小作人の異動がかなり激しかったことが窺えるが、これはこの時期にとどまらずしばしば見られることである。そのなかには世代の交代・家族間の交代と類推されるものもあるが、それにとどまらない小作人の異動の多さは地主・小作関係不安定の必要十分条件とは言えないだろうか。

最後に明治12年の前後の時期について、小笠原家所有地と手作・小作収入の小字ごとの比較を行ってみよう。第11表がそれであるが必ずしも対照できない部分が存在し畑7反と小作収入5斗・45銭の2筆が対照不明である。例えば新開の面積が2～3反不足していると推測されるなど、7反のうちの幾部は他小字のなかに含まれる可能性は十分ある。また対照しえても前後4カ年間になくなってしま

第11表 小笠原家所有地と手作・小作地の字別一覧（明治12年前後）

明治12年頃所有地				手作および小作による字別収入						
地目	小字	面積	等級		小字	明治10	" 11	" 12	" 13	
田	寺里	4.8 08	5~7	手作	寺里	12.4	15.8	22.5	22.0	
	大番谷	1.5 15	7~8		大番谷	4.4	6.3	8.5	8.5	
	横枕	.5 06	10		横枕	0.6	1.8	1.8	2.7	
畑	寺里	1.5 23	5	小作	寺里	.945	.299 (+0.65?)	.299 (+0.65?)	.995	
	大番谷	1.1 11	9		大番谷	.8	.8	.8	.8	
	新開	3.1 02	4		新開	6.0	6.0	6.0	6.0	
	川澗屋敷	.2 12	5		川澗屋敷	.5	.5	.5	.5	
	勘兵衛屋敷	.3 10	5		勘兵衛屋敷	.3	.3	.3	.3	
	大開	3.5 08	9		大開	.43	.43	.43	.4	
	原畑	1.1 01	6		原畑	1.3	1.3	1.3	—	
	すざれ	.7 02	12		すざれ	.3	.3	.3	.25	
	矢筒	1.4 19	13		矢ツツ	27銭5厘	31銭	31銭	32銭	
	荒神宝	1.5 26	6		荒神宝	—	—	—	1.5	
	糸平分	.6 05	8		糸平分	—	—	—	.45	
	平次郎屋敷	.28	8		平次郎屋敷	.15	.15	.15	.13	
	立山	2.4 24	8~9, 11		立山	.18	—	—	.175	
	前開	.7 21	5		宮ノ浦	45銭	45銭	45銭	—	
	西柏谷	.08	5		屋敷山	.5	.5	.5	—	
	伊三治分	.6 16	6		史料は第3表および第9表に同じ。小作収入の寺里のうち6斗5升は明治11~12年には記載がないが、「丑年(明治10年)ぶ」小作が始められており何らかの事情で兩年だけ記載されなかったのではないだろうか。小作地の増減はないと思われる。					
	町ノ脇	.2 13	6							
向方	1.6 26	7								
ハンドタ	2.4 24	9								
十三郎分	.4 06	9								
池ノ上	.8 05	11								

うものと新出のものがあり、その辺の事情はよくわからない。よって各小字ごとの面積と収入との厳密な比較は不可能である。ただそれでも興味ある点が二～三見出せる。

一つは水田は全て手作りされていたのではないかということである。反収の点から田地＝手作りと即断はできず、畑地の一部が手作りされていた可能性は十分あるが、その逆の可能性はまずありえない。手作収入を主とする小笠原家にとって田地の所持は我々の予想以上に重要であったかもしれない。

その二は小作料が二筆を除いて全て米納であり、小作地が全て畑であると推測されるにもかかわらず米納が強制されている点である。小作料の銭納は一筆の矢筒が小笠原家所有地のなかでは最下等畑であることによるのであろうか。他の一筆の宮ノ浦の場合も含めて米納しえない事情があったと思われる。

以上をまとめるならば、田6反8畝・畑2町5反、計3町2反弱から手作収入20～30石、小作収入10石前後の計30～40石を得ていることになり、反当の収量は決して絶望的な数字ではない。むしろその耕作条件の悪さ・稲作技術の遅れにも屈せぬ、小笠原家から小作農民まで含めた営々たる努力をこそ評価すべきかもしれない。

しかし、地主・小作関係については、小作人の土地に対する不定性あるいは引米・未納米の多さなどを考えるなら決して安定していたとは言えない。小笠原家の努力で引米することはなくなったが、未納米をなくすことはできなかった。そのことは結局小笠原家に手作経営を放棄せしめず、同家の蓄積をも様々に制約したであろうと考えざるを得ない。

本来ならば漁業・山林業などを含めて検討しなければその実体を明らかにしたことにはならないのであるが、史料の制約上それが果たせなかった。

(補論) 一史料紹介一

本文の主旨とは直接関連しないが、御台場・農兵関係の史料は沖浦村のみならず大崎上島の、さらには広島藩の幕末の歴史を考えるうえでも重要と考えられるのでこの場を借りて紹介することにする。とくに御台場関係の史料はその重要性に比して県内でもほとんど見つかっていない。台場の具体的な姿を知りうるだけでも貴重な価値を有すると言えよう。

まず藩内の台場について概要を示しておこう。『芸藩志』によれば広島藩の砲台設置は、三原城東の東野村に大砲数門据えられたのが稿矢である。「洋船闖入に備ふる」として文久2年11月に設置されている。翌3年正月早々に軍制改革の一環として西洋砲術が取り入れられることとなり、砲陣の教練が始められるとともに、大崎上島・同下島御手洗・生口島瀬戸田・倉橋島本浦・同島鹿老渡・因島大浜・向島立花浦にそれぞれ築造されることとなった(『芸藩志』文久三年正月四日、同廿五日、六月七日条)。大崎上島沖浦の台場には、当初24斤砲1門と12斤砲3門が据えられる予定であったようである。なお、瀬戸田の砲台についてはその完成を伝える記事が見られない(同前十月五日、十六日条参照)。

さらに同じく文久3年10月には、藩士頼東三郎以下有志者らが佐伯郡の豪農・農民の援助を得ながら宮島麩の巢浦に砲台を築造している(同前十月閏日)。

ここに掲げた史料はすべて小笠原家所蔵の「御達書之写」に所収されたものである。便宜的に(A)～(E)に分類して掲載することにする。(A)は台場の下検分から設置・撤去に至るまでのいわば役人見廻り日記のようなもので、藩主から下級役人と思われる者まで台場・番所に入出しているのが記されている。その間には興味ある事件なども記されている。(B)は小笠原善三郎が大砲方の農兵小頭として取立てられたことを伝えるもの、(C)・(D)はともに大崎上島での農兵取立に関する記録である。(E)は台場の

規模・備品等を記したもので、比較的好く台場の姿が伝えられる。

これらを総合すると、文久3年2月25日に台場が下検分されたあと7月8日に完成、8月13日には諸道具などが全て搬入されたと思われる。大砲は24斤砲1門、12斤砲2門が設置されている。元治元年3月1日に農兵が取立てられたが、大砲方と鎌方（ケンとルビが打たれており剣のことか）にわかれており、島内で総勢133人であった。慶応元年5月頃番所が引払われ、農兵が交代で詰める制度となり、翌2年4月には12斤砲が、同12月には24斤砲が撤去されて御台場は廃された。しかし農兵の稽古はその後も行われており、明治元（慶応4）年4月29日を以て農兵も解散された。

その間注目される記事が二つある。一つは下関事件の翌年、四ヶ国連合艦隊の下関砲撃事件に先立つ元治元年5月10日、下関へ外国艦船が来たるという風聞で御台場近辺は「事外大さわぎ」となり、急拠火薬を詰め準備体制をしいたのである。二つは慶応4年3月4日、すでに大砲が撤去された場所で農兵が稽古していたら、船で通りかかった薩摩藩の者16人が乱入してきて番所にまで「浪籍」を働いたという事件が発生した。何故このようなことになったかは記されていないが、あるいは農兵の稽古を挑発行為と取ったのであろうか。ともかく沖浦村木越にある円妙寺の住職蟠龍の執成しで内済となったのである。

(A)

文久三年亥二月廿五日御台場地ヲ御見合ノ御見分御座候、御役人様ハ御用人様其外ニ五頭御入込ニ被遊、其五頭之内砲方ノ御頭役奥弥右衛門様御入込被遊候、同三月十三日御代官エ田佐源太様御番組其外付ニ古城山土倉是右衛門城山^(稽古カ)ヲ御見分殿浜ニケ所御見分被遊、同十五日ニハ割庄屋東平殿御見分、十八日ニハ御殿様蒸気船ニ而海中寄御見分被遊候、五月十一日ニハ石寺^土倉人様^{御歩組}・岡之丞様^{小頭}・田中勢太郎様^{小頭}・藤田熊太郎様其外廿二人メ上下廿六人被遊候、同十七日湯川敬治郎様御入込相成、六月四日・五日下ノせきニ而蒸気船ト合戦有^而十三日ニハ藤田敬治郎様御入込相成岩城ヲ御見分相成、佐久間織衛様外ニ御家来二人共ニ御入込、同十八日ニ御勘定所御歩組永浜修助様・御用達所御手組二野宮十太郎様・御城郡御役御手組長尾新左衛門様、外ニ御山方二人御家来共ニメ十三人御入込相成、宿円妙寺・小笠原善三郎・本田十蔵、同七月七日ニハ御番組松木文治様御入込相成、八日ノ岩城ニ御台場出来、御用懸リ役人名^{井口}向田割庄屋庄蔵様・原田村割庄屋東平様・庄屋中ノ村壯平殿・庄屋東野村松太郎殿・沖浦村庄屋東野村誠之助殿・東野村与頭清治郎殿・大串村与頭元右衛門殿・沖浦村社倉十人組頭取善三郎・長百姓武左衛門^(城カ)・治三郎・原田村永之助・嘉左衛門・明石方村勇四郎・中ノ村順作・大串村判左衛門、右之人數若白ニ而出張、当村与頭十作・長百姓勘左衛門二人ハ村内ニ而御用懸リ、八月十六日ニハ石寺庫人様御帰り被遊交談ニ相成、湯川徳之丞様御手組文家庄五郎様御入込相成、同八月十三日御台場御家遷リ相成申候、九月十三日寺西成人様御入込被成、十月十日御年寄石井修理様上下十人・御奉行佐藤源右衛門様上下六人・同村越孫六様上下五人・小川文六様上下四人・御代官様芦田嶺三郎様上下四人・四一田益之丞様上下三人・二上吉太郎様上下三人、メ三拾五人御入込被遊候、御台場御見分ノ同日御帰り被遊候、同文久三年亥十月廿日ニ御殿様朝六ツ時御見分、御台場岩城東浜ニ御上ニ相成御台場道リ被遊、御砲器御覧ノ上御陣屋^(マツ)ノ御蔵所^(マツ)ニ御通り被遊候、御下リ御子谷ノ裏道ノ磯辺通り被遊ニ而元ノ山城ニ而東浜ニ而船ニ御のり被遊候、其日ニ帰り被遊候、

同霜月六日ニ湯川徳之丞様・文家庄五郎様御帰り被遊候、御交談、奥幾之助様・油木壱之丞様御入込相成申候、新組五人入込成、子正月十四日奥幾之助・油木壱之丞様御帰り被遊外新組五人共ニ引取相成候、御交談、同日堀江庄七様・木金忠蔵様御入込、同三月朔日御代官進藤三弥様外ニ番組様農兵御取立相成、農兵人数百三十三人大砲方・鎌方共、同十日ニ堀江・木金御両様御引取相成、御交談、石寺六三郎様・吉田勝司様御入込相成申候、五月十日下せき蒸気六拾弍船来ル与^而火薬急積込、御番組久保田勝之助様御入込相成、十二日ハ番組今井森吉様御入込相成、事外大さわぎ、^(加筆)五月ニ御代官青木鹿之丞様御入込相成、大成勘左衛門方宿」六月十九日石寺六三郎様・吉田勝司様御引取相成り、御交

談，奥幾之助様・柴田政吉様御入込相成申候，八月十一日ニハ五拾四人御入込相成，久保田平治郎様組頭役
 ・御番組谷勘十郎様，同八月廿三日御引取相成申候，奥幾之助様・柴田政吉様九月廿八日御引取相成
 候，御交談，臼井徳太郎様・菅生信衛様御入込相成申候，十二月廿日臼井・菅生御兩人御引取相成，
 御交談，和田七太郎様・小山瀧三郎様御入込ニ相成，

(兼)「元治2年」
(マ) 丑壬五月五日 柏木群平様・中村武左衛門様・伊藤郡平様メ三人御入込相成申候，御勤番所御引取ニ
 付諸道貢御受取相成，右者和田七太郎様・小山瀧三郎様，同七日ニ御引取ニ成申候，跡者農兵三人宛
 かわり番ニ相成候，寅正月十二日ノ清左衛門老人ノ番ニ成，慶応二年四月廿二日 益田仙太様・野上太
 郎左衛門様・藤田藤太郎様・奥田神助様上下六人御入込相成，大砲十二斤ノ分御引取被成，廿四日ニ
 広島伊ばノ板蔵ニ納申候，玉・火薬ハ玉五拾七かます，火薬十二箱，桶三十四，本川仏言寺ノ四町程上
 ノ玉せい方御役人木蔵ニ四月廿五日納申候，善三郎小姓町御武貢御役所，竹内丈太郎様・栗原武八
 様相渡し，慶応二年寅極月廿七日ニ長尾浅五郎様入込被成，廿四斤大砲御引取相成申候，慶応四年辰
 三月四日四つ時御台場稽古出浮致候処，薩州御人数上十三人下三人，上下十六人十二番ト申印ヲ立
 此船瀬戸田町荒神丸新三郎船水主共ニ三人，メ十九人火薬蔵錠前打痛御蔵ノ内ノ道貢断ひ散シ御陣屋
 ニ石ヲ打付障子ヲ井戸ニ刎入浪籍及ひ候処ニ断入通逸殿伝ひ円妙寺蟠龍殿ヲ頼御内済ニ相成申候様願
 出，内済ニ相成，同五日帰リ申候

人数名扣 野村宗助
陸之城
 崎山政右衛門
 永山仙右衛門
 山口佐八郎
 橋口佐助
 高城宗太
 藺田源七郎
 曾木仲之丞
 江口甚四郎
 有馬善兵衛
 天辰城右衛門
 有馬直右衛門
 本渡甚左衛門

メ十三人上ノ分

(B)

農兵小頭	
帯刀御免	
庄屋格	沖浦村
一 郡中ニ被成	社倉十人組頭取
御届候節	善三郎
御目通り被	
仰付	
但大砲方へ被差遣候事	

(C)

元治元年子三月朔日ニ農兵御取立相成，当島百三拾三人，慶応四年辰四月廿九日一同御免ニ相成申
 候，農兵ニ付役格等迄テモ御引上ト相成申候，当辰正月十二月ノ練兵トシテ村一同調練稽古致，四月

廿八日夕中ノ村江 寺井虎治郎様御入込相成練兵ノ取立稽古ニ付円妙寺蟠龍殿隊長相成、割庄屋格有田誠之助隊長、庄屋同格小笠原善三郎隊長見習、庄屋格増田十作上大伍長、正畑治三郎上大伍長、岡本十藏上大伍長、長百姓勘左衛門大伍長頭、大伍長杢右衛門・廉太郎・伊太郎・清左衛門・去訴 勘左衛門・相吉、伍長調四郎・九重郎・勝平・亀太郎・種四郎・勝四郎、其外伍長平孫兵六月朔日迄テ稽古致当分休ニ相成申候、辰年正月三日夕伏見合戦成、八日ハ石山城落シ奥州会津・仙台同九月廿九日落城ニ相成候事、

(D)

鎌方農兵組頭円妙寺蟠龍(朱筆以下同) 東野村 俊治郎庄屋格 中野村 陣作(マア) 原田村 弥右衛門庄屋格

右四人
与頭格沖浦村十藏同所 治三郎、東野村政之助・同所吉兵衛・同所友五郎・同所好右衛門、中野村喜平太・同所十太郎・同所治平・同所市三郎、原田村喜太郎・永之助、大串村庄左衛門、明石方村権四郎・同所泰一郎・同所鎌治、大串村吉右衛門、
平農兵沖浦村七右衛門・調平・孝右衛門・和作・泰吉・戸市郎・善左衛門・住太郎・忠太郎・亀太郎 明石方村民治・孫四郎・国吉・清四郎・源太郎・佐市・政四郎・猪助・浪三郎、東野村徳右衛門・万之助・京治郎・熊吉・為藏・為十郎・小平・庄五郎・亀之助・慶四郎・幸助・京三郎・松治郎・清助・坂之助・倉松・幸之助・菊之丞・重松(喜助張力)、中野村政一・宅三郎・甚七・善兵衛・十四藏・寅之助・市太郎・元吉・健治・佐藤平・為治郎・徳太郎・伴平・広助・幾平・役藏・政之助・堅助・政兵衛・元吉、原田村為之助・宇太郎・儀作・堅助・浜太郎、平農兵与頭格嘉左衛門・円三郎・勇太郎・初太郎・八百作、大串村伊三郎・豊松・保太郎・里平・民平・喜七郎・永作・種作・為助・八重藏、合而百人、元治元年子三月朔日申付成候而 慶応四年辰四月廿九日一同御免ニ相成申候

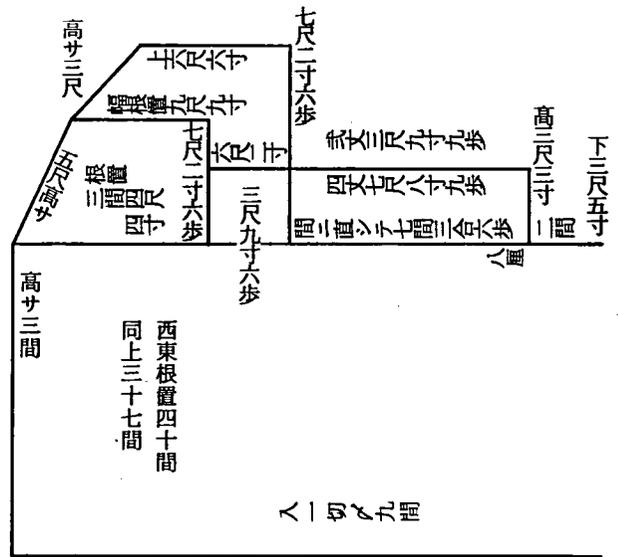
(E)

- 一御台場長サ四拾間、登貳間四尺五寸五歩
- 一上長サ三拾七間
- 一境上根置三間四尺四寸
- 一同前登五尺八歩二厘
- 一同裏登三尺三寸
- 一西ノ手五間分 登七尺二寸
 - 根置九尺九寸
 - 高サ七尺二寸六歩
 - 上ハ六尺六寸
 玉除ケ三ケ所成
- 一玉除ケ西六間貳尺五寸
- 一中貳ケ所分十貳間五尺
- 一東ノ分老間貳尺
- 一下段下リ分幅貳間
- 一柏島十四町三十間
- 一大下島九町十貳間
- 一小大下十六町
- 一船付寄御番所迄テ道老町二十四間
- 一御番所坑道ノ口迄テ拾八間 坑道ノ坑

藏迄テ十三間口坑藏下五間 ム坑ノ分
 四十八間成
 御藏所ヨリ御陣迄テ壱町廿二間

大崎野賀御台場
 御番所三間九間半
 八枚敷二間上分
 十六枚敷下間
 一間半台所
 前後間中ノえん

火薬九尺四方
 坑藏壱間四方



- | | | |
|------------|----|---------|
| 一 貳拾四斤御筒壱挺 | 車台 | 壱組 |
| 一 匙 | 壱本 | 轉彈杖 |
| 一 刷頭杖 | 壱本 | 火薬桶 |
| 一 手挺 | 貳本 | 拾貳斤御筒三挺 |
| 一 車台 | 三組 | 手挺 |
| 一 カルカ | 六本 | 冷水桶 |
| 一 照尺 | 四ツ | 下振り |
| 一 打錐 | 四ツ | 引革 |
| 一 薬包盒 | 壱ツ | 火管盒 |

但シ火門針六本共

- | | | | |
|----------|----|---------|--------------|
| 一 燃繩盒 | 二ツ | 火繩雨 | 三ツ |
| 一 燃繩押 | 三本 | 火繩押 | 三本 |
| 一 手扶 | 三ツ | 錐 | 二ツ |
| 一 鋸 | 壱ツ | 附鉸 | 三ツ |
| 一 附トクサ | 二ツ | 小刀 | 二ツ |
| 一 金槌 | 二ツ | 曲尺 | 壱ツ |
| 一 皿秤 | 二ツ | 但シ内壱ツ損シ | |
| 一 銃廻シ | 二ツ | 但シ内 | 十二斤壱ツ
小銃内 |
| 一 ソクイ板 | 二ツ | 但シヘラ | 二本共 |
| 一 硯 | 壱ツ | さし火箱 | 二ツ |
| 一 御紋所御長持 | 四棹 | 白地御長持 | 壱棹 |

以上

- 一 火薬五貫四百目入六箱 本文之外火薬取掛三桶
 同六貫入拾三箱 一 貳拾斤実丸 | カマス入
 一 拾貳斤実丸 | カマス入 | 十八玉
 一 拾貳斤実丸 | 木馬附 | 二十四玉
 一 拾貳斤実丸 | 木馬附 | 八
 木管 四百二十

一燃繩	百十二本	ヘリソ	二十四皿
一火繩	十二斤分	木馬	百
		鉛玉六十四打	□□掛四百三十六
		鉄ハ二十四打	□□掛四百七
一木馬	廿四斤分拾	小玉	九百八ツ
		ナマリ	四百三十
		鉄	四百七十三
(ママ)目方之内七百目		王帶	廿四斤
一粉薬	壺袋十二斤		三十七
一錐	千九十五	ハトロン薬見袋	
		大	四十二枚
		同小	九十七枚

一へら出小拾六杞	(ママ)	箱入之部	装薬□ 成之分
一貳拾四斤薬四袋	壺箱	但シ塞共	同薬四袋
一同薬	四袋	但シ塞共	貳拾四瓮玉四ツ入四箱
	拾二斤薬十一袋一箱		同薬八袋一箱
一同薬二十四袋壺箱			同薬拾袋一箱
	(貳拾四斤袋薬	
	ノ	拾二袋玉塞共	
	(拾二斤袋薬	
	ノ	四拾九袋	
一貳拾四斤御長持入		袋薬	拾三袋
	但シ玉塞拾五袋		
一拾二斤壺番御長持入		玉袋付	拾三
		袋薬	二十四袋
一貳番御長持入		玉袋付	拾三
一袋	七袋	同三番御長持入	
一玉袋付	七	袋薬	七
一袋薬	八	拾貳斤玉袋	
	同袋薬ノ三拾九袋		ノ三十三
一穴蔵入之分	貳拾四斤実丸木馬付	五拾貳玉	
一拾ニ付実丸木馬付	二十二玉	以上	
	慶応二年四月廿二日ニ引取相成申候		